

対内直接投資に係る「支店等の設置に関する届出書」の記入の手引

1. 届出が必要な取引又は行為

外国投資家（居住者外国投資家を除く。）が本邦に支店、工場及びその他の事業所（以下「支店等」といいます。）を設置する場合であって、支店等の事業目的の中に事前届出業種（*）が含まれている場合。

* 事前届出業種とは、告示（「対内直接投資等に関する命令第3条第3項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件」）別表第一及び別表第二に掲載されている業種に該当する業種並びに別表第三に掲載されている業種（別表第一に掲載されている業種を除く。）に該当しない業種（別表第一及び別表第二に掲載されている業種を除く。）をいいます。

ただし、銀行業、外国保険会社等の事業、一般ガス導管事業、一般送配電事業及び送電事業、第一種金融商品取引業、投資運用業の事業、外国信託会社の事業並びに資金移動業を営むことを目的とする支店等の設置又は営業活動を行わない駐在員事務所の設置については、本件届出の対象ではありません。

2. 届出の時期

支店等の開設の日前6か月以内に、居住者である代理人より届出をして下さい。

3. 提出書類及び提出部数

「支店等の設置に関する届出書」（別紙様式第四）・・・3通

4. 名宛大臣

届出書の名宛には元から「財務大臣及び事業所管大臣」と記入されています。加えて、届出書の記入要領の指示に従い、上記1.の事前届出業種に属する事業を所管する各事業所管大臣を明記してください。

5. 届出書の提出先と照会先

(1) 提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ 50番窓口

（郵送の場合の名宛：〒103-8660 日本郵便株式会社 にほんばし蔵前郵便局私書箱30号 日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

(2) 本届出書に関する照会先

TEL 03-3277-2107

(日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本届出書を送信する場合の留意点)

◎オンラインシステムは6:00~22:00まで利用可能ですが、**当日日付で受理することが可能な受付締切時刻は15:30**です。ただし、15:30までに受付けた届出書のうち、不備があるものや届出者に追加的な確認の必要があるもの等は、受理年月日が受付日の翌営業日以降となることもあります。ご留意下さい。

◎添付する届出書は、日本銀行HPに掲載の**エクセル形式の書式**をご利用ください。

◎届出者又は代理人欄にある住所は、今後の手続きに必要な郵便物をお届けしますので、**郵便番号から正確に**記載してください。また、電話番号は**日中繋がる電話番号を**記載してください。

◎「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「**送信日**」を入力して下さい。

◎受理された届出書は「受理番号」を付し、「届出受理証」として交付(郵送)いたしますので、大切に保管してください。

郵送物には、今後の手続き等を説明する書類「今後のお取扱いについて」を同封いたしますので、必ずお読みください。